

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲慘のなかの希望」（平成23年6月25日） 第1章 新しい地域のかたち (2) 地域づくりの（まちづくり、むらづくり）の考え方 ①「減災」という考え方 「・・・さらに、防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能を充実させ、・・・」 (4) 既存復興関係事業の改良・発展 「今後の津波対策は、これまでの防波堤・防潮堤等の「線」による防御から、河川、道路、まちづくりも含めた「面」による「多重防御」への転換が必要である。このため、既存の枠組みにとられない総合的な対策を進めなければならない。例えば、道路や鉄道などの公共施設の盛土を防災施設である二線堤として位置付けるべきである。」</p> <p>○社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」（平成23年7月6日） 3 上記考え方に照らし今後解決すべき課題 (4) 津波防災のための施設の整備等 ②「上記の海岸保全施設や港湾施設等による防御効果に加え、例えば、二線堤（浸水の拡大を防止する機能を持つ道路等の盛土等）、宅地、公共施設の盛土等、津波防護（津波被害の軽減）に寄与する施設を「津波防護施設（仮称）」として位置づけ、活用すること等について検討すべき。」</p> <p>○東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日） 5 復興施策 (1) 災害に強い地域づくり ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 (ii) 具体的には、今回のような大規模な津波リスクを考慮に入れ、例えば、①平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域、②平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域、③斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地及び集落、④海岸平野部といった地域の状況に応じて、地盤沈下等の現況も踏まえつつ、以下のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ実施する。 (二) 二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用</p>
	政策の達成目標	<p>国土交通省政策評価基本計画 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する 業績指標89 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 長期的には0haを目指す、当面の目標として、 平成19年度約11万ha→平成24年度約9万ha</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
政策目標の達成状況	<p>業績指標89 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 平成21年度実績値 約10.0万ha</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用見込み（カッコ内は減収額、単位：百万円） 平成24年度：10件（－） 平成25年度：10件（－）</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>上記の政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況に直接発現されるものではないものの、円滑な達成のために有効な措置として効果を発揮している。 津波防護施設は、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図る上で重要な施設であり、円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があることから、本税制関連措置は非常に有効な手段であると考えられる。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円特別控除等の適用（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	津波防護施設整備事業（仮称） 平成23年度3次補正 230百万円（うち国費：115百万円） 平成23年9月末現在、検討中。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	津波防護施設の新設等に要する費用の一部を国が負担すること、本税制上の特例措置により事業用地の取得が円滑になることにより、当該施設の整備が推進されることとなる。
	要望の措置の妥当性	津波防護施設は、客観的な基礎調査と津波浸水想定の設定、地域の関係者間の調整手続きを経て、地域の意向として、当該施設以外の公共施設の整備等の各種関連施策を盛り込んだ、推進計画の中に位置づけられることによりその整備が実施されることから、その整備は当該推進計画に基づいて計画的かつ確実に実施されるものであり、その上で簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図るという政策目的を迅速に達成するための政策手段としての的確であると考えられる。
税負担軽減措置等の適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—	
前回要望時の達成目標	—	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	—	